

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部
を改正する条例（案）

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成29年那珂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を第3条の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第33条第3項の条例で定める技術的細目の強化及び緩和）

第3条 法第33条第3項の規定により条例で定める令第25条第6号の技術的細目に定められた制限の強化は、次のとおりとする。

（1） 令第29条の2第1項第5号イの規定により、主として住宅（長屋又は共同住宅を除く。）の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、公園とする。

（2） 令第29条の2第1項第5号ロの規定により、設置すべき公園の1箇所当たりの面積の最低限度は、300平方メートルとする。

2 法第33条第3項の規定により条例で定める令第25条第6号の技術的細目に定められた制限の緩和は、令第29条の2第2項第3号イの規定により、開発区域の面積の最低限度は、前項第1号に規定する開発行為に限り1ヘクタールとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた申請に係る開発行為の許可の基準については、なお従前の例による。